

2007年11月14日

ユニフォーム等への宣伝広告に関する取扱要領（改正案）における改正点

2007年11月14日付改正案における改正点については以下のとおりである。

1. 本件の取扱は、「公認野球規則1. 17」に基づくものであることを周知させるため、第1項の取り扱いの文中に明記する。
2. 野球用具に対する商標に関し、公認野球規則による制限があることを周知、徹底させるため、取扱要領の中に新たに明記する。
3. 会長の承認を要しない（商標とはみなさない）ものを新たに明記する。
最近、ユニフォームのネック部分やヘルメットなどにチーム名や個人名、背番号などを表示するケースが増えている。ルールに抵触するものとししないものを明確にする必要が生じているため、本取扱要領の中に明記する。
4. ユニフォームに表示できる箇所を「胸部」と「左袖」に限定する。
これまでユニフォームへの表示場所の制限は設けていなかったが、商標表示により野球のユニフォームとして相応しくない程の商標表示の可能性が出ているため、表示できる場所を限定することとする。また、左袖については1箇所のみ限定することも追記する。
5. 背番号の上に入れる名前について、ニックネームは認めないことを追記する。
6. ヘルメットへの表示について新たに制限を追加する。
 - (1) これまで制限がなかった個人名の表示を不可とする。
 - (2) これまで背番号の表示には制限がなかったが、後方部分のみに限定とする。
 - (3) チーム名と商標で左右両方への表示が可能であったが、今後はいずれを表示するにしても片側のみに限定される。

以上